

第34回大阪府学校教育審議会

日 時 令和3年4月16日（金）10：00～

会 場 ホテルプリムローズ大阪 3階 高砂

次 第

1 開 会

2 審 議

多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について（Ⅱ）

1. 知的障がいのある児童生徒等の教育環境について
2. 府立高校における障がいのある生徒への支援について
3. 府立生野支援学校におけるセンター的機能について

3 閉 会

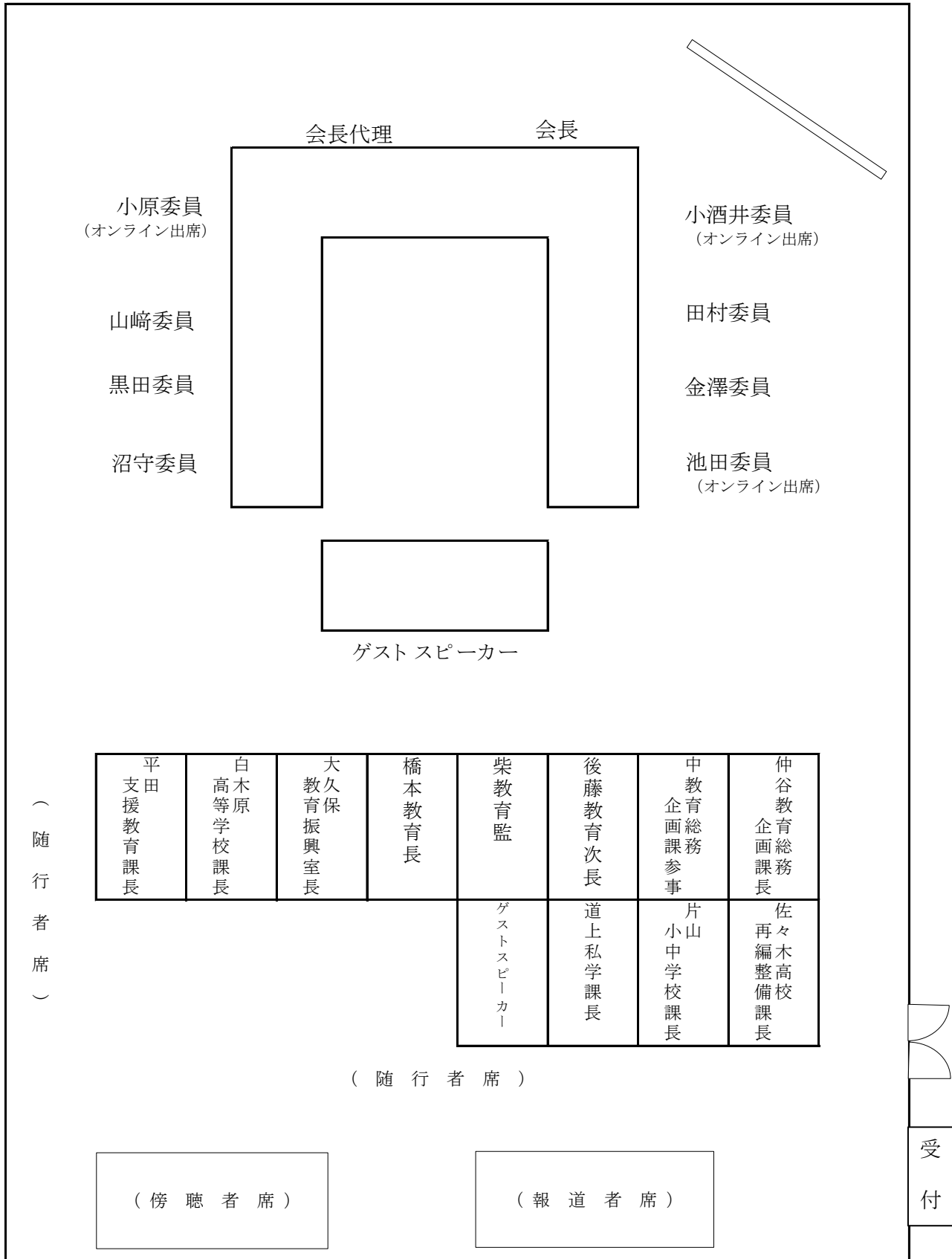
配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 第34回大阪府学校教育審議会 資料
- ・ 参考資料

大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

氏名	職名	分野	第34回会議
浅野 良一	兵庫教育大学大学院 教授	教育学	出席
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長	教育学	出席
田村 知子	大阪教育大学 教授	教育学	出席
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育 国際教育	出席 (オンライン)
金澤 ますみ	桃山学院大学 准教授	学校ソーシャルワーク	出席
沼守 誠也	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 総務本部長・教職教育推進本部長	教育行政	出席
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)
黒田 隆之	桃山学院大学 准教授	社会福祉	出席
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席 (オンライン)
山崎 智恵子	株式会社パソナ マイコーチ淀屋橋・難波チーム チーム長	企業関係者	出席

配席図



第34回大阪府学校教育審議会 資料

多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について（Ⅱ）

- 1.知的障がいのある児童生徒等の教育環境について
- 2.府立高校における障がいのある生徒への支援について
- 3.府立生野支援学校におけるセンター的機能について

1. 知的障がいのある児童生徒等の教育環境について

(1) 知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針【令和2年10月（概要版）】

■ 今後の大阪におけるインクルーシブ教育の柱となるべき3つの方向性

- ① 真に必要な教育環境を、真に必要な子どもたちが選択し、適切に提供できる制度や仕組み、これらを担う人材と体制のあり方等のさらなる検討
- ② インクルーシブ教育を支える支援学校のセンター的機能の適正発揮に向けた仕組みの検討
- ③ 支援学校の教育環境の充実（支援学校の整備や老朽化・ユニバーサルデザイン対応など）

■ 今後の方向性等

【学習環境の確保（新たな学校整備・高校内分教室の設置など）】

- 可能な限り、国の集中取組期間中（R2～6年度）に、閉校活用等による支援学校整備を実施。
- センター的機能の適正発揮に向けた仕組みの構築などを検討。
- 高校内分教室の設置については、支援学校の専門性や自立支援推進校の成果等を活かし、「ともに学び、ともに育つ」教育をどのように進めていくべきかという観点から、別段の検討を進めていく。

（主な委員意見）

- 今後も知的障がいのある児童生徒の増加傾向は続く。国の集中取組期間中に取り組むべき。
- センター的機能の適正発揮には、児童生徒の数に応じた体制整備や福祉機関等（特に就学前）との連携が必要。
- 高校内分教室については、自立支援推進校の成果等を活かし、「真のインクルーシブ教育とはこれだ」といったものを別途、検討すべき。また、高校との連携強化が重要。

（これまでの取組み状況）

- もと西淀川高校を活用した新校整備に係る基本計画を策定。今後、設計・工事に着手。
- 狭隘化の進む支援学校に係る市町村教育委員会に教育環境確保に係るヒアリングを実施。
- 他府県で取組の進む「高校と支援学校」の併設について、近隣府県の状況を視察（別紙③参照）。

【老朽化対策・教室転用・通学区域変更など】

- 最も老朽化の進む視覚支援学校について、教育内容や聴覚支援学校機能との併設の是非等を検討。
- 教室転用などについては、教育効果の観点から、より慎重に判断。

（主な委員意見）

- 大阪北部に聴覚支援学校がなく、公民協働手法や民間活力活用等も含め、幅広い検討を望む。
- 教室転用等は、教育効果の観点からも、より慎重に行うべき。

（これまでの取組み状況）

- 視覚支援学校の老朽化対策に係る基本的な調査に着手。今年度中に結論。
- 他校種の学校を転用した支援学校のユニバーサルデザイン状況の点検・評価を実施。今年度の夏頃までに取りまとめ。

■ 基本方針に係る検討の方向性等について

【知的障がいのある児童生徒の増加など】

- H28年度の「府立支援学校に在籍する知的障がいのある児童生徒の将来推計」の再推計を実施（別紙①参照）。
- 全国的に知的障がいのある児童生徒は増加傾向。大阪も同様。
- 支援学校の環境は逼迫。センター的機能・学校機能の低下が懸念。
- 府として、「府教育振興基本計画における後期事業計画」の重点取組事項に「支援を必要とする児童生徒の増加等に対応した環境整備」を位置付け。
- 国は、令和2～6年度を支援学校整備等の集中取組期間に設定。

【支援学校のセンター的機能の発揮】

- 障がいのある子どもには、早期把握・支援が極めて重要。真に必要な進路選択を可能にすることも含めた関わりへの要請も高まっている。
- このため、センター的機能の発揮による、地域の支援教育力の向上。

【検討の方向性】

知的障がいのある児童生徒等が、どの進路を選択しても、誰一人、排除されることなく、「ともに学び、ともに育つ」教育環境を享受できるよう、支援教育基盤としてのセンター的機能や学び等の役割を適切に発揮するよう検討。

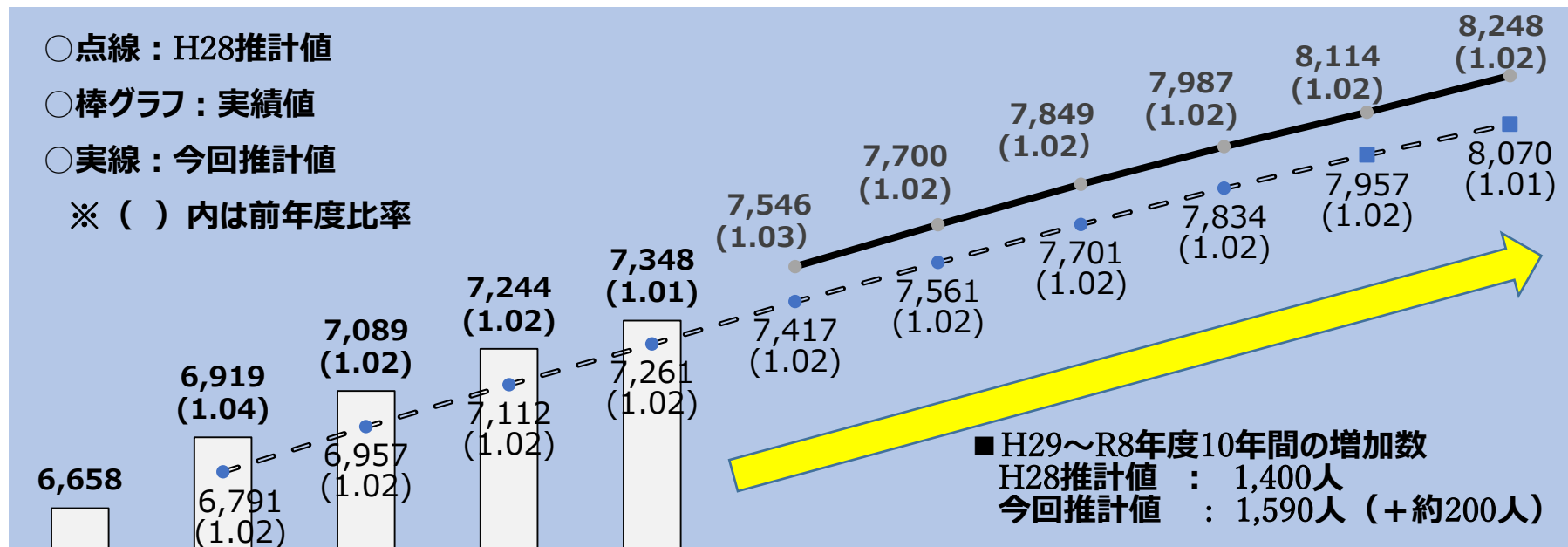
■ 基本方針策定に係る有識者

委員氏名	所属
丹羽 登	関西学院大学 教育学部 教授
河崎 佳子	神戸大学発達科学部・大学院人間発達環境学研究科 教授
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 准教授
坂本 ヒロ子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事長
道井 忠男	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 理事長

障がいのある児童生徒の状況等について①

○府立支援学校に在籍する知的障がいのある児童生徒の将来推計（R2年度）

- H28年度の推計から約200人増（1,590人）。R2～R8年度では、900人増。
- H29～R2年度のいずれの年度においても、実績値がH28年度の推計を上回った。

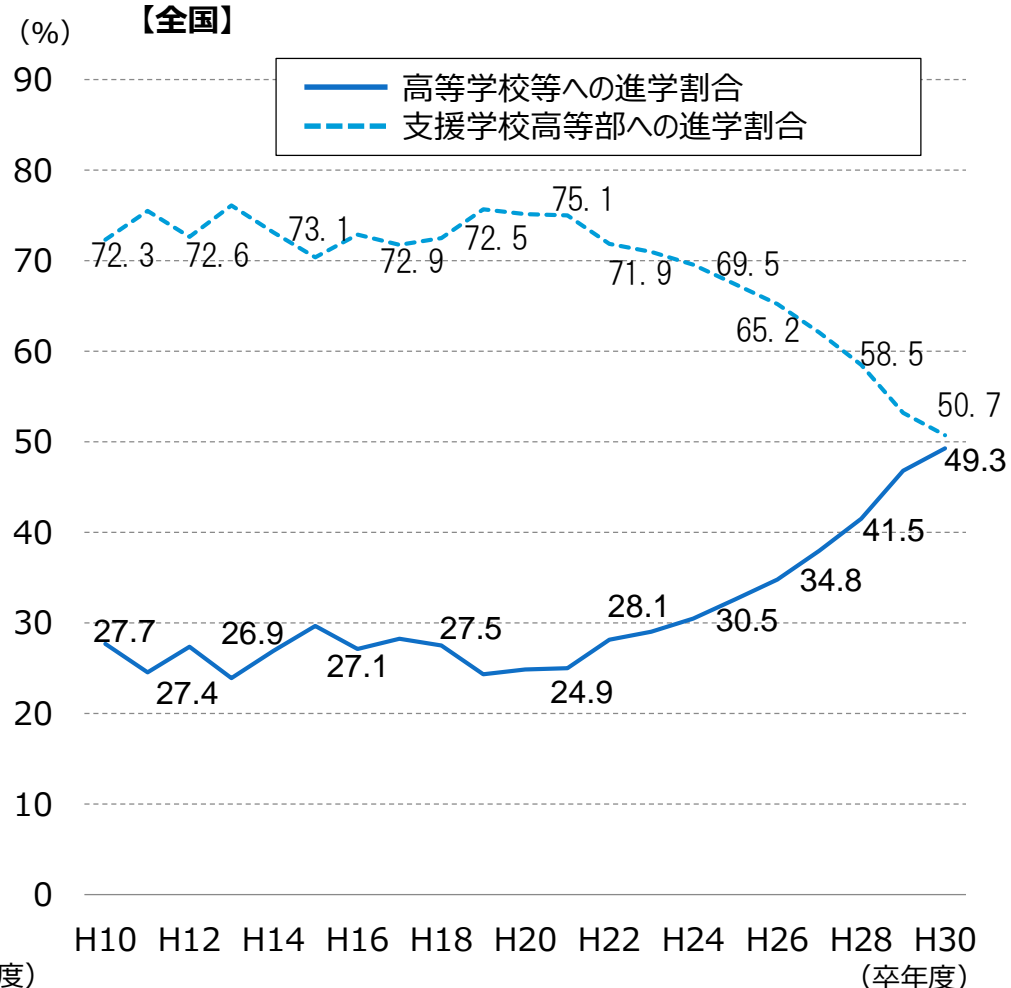
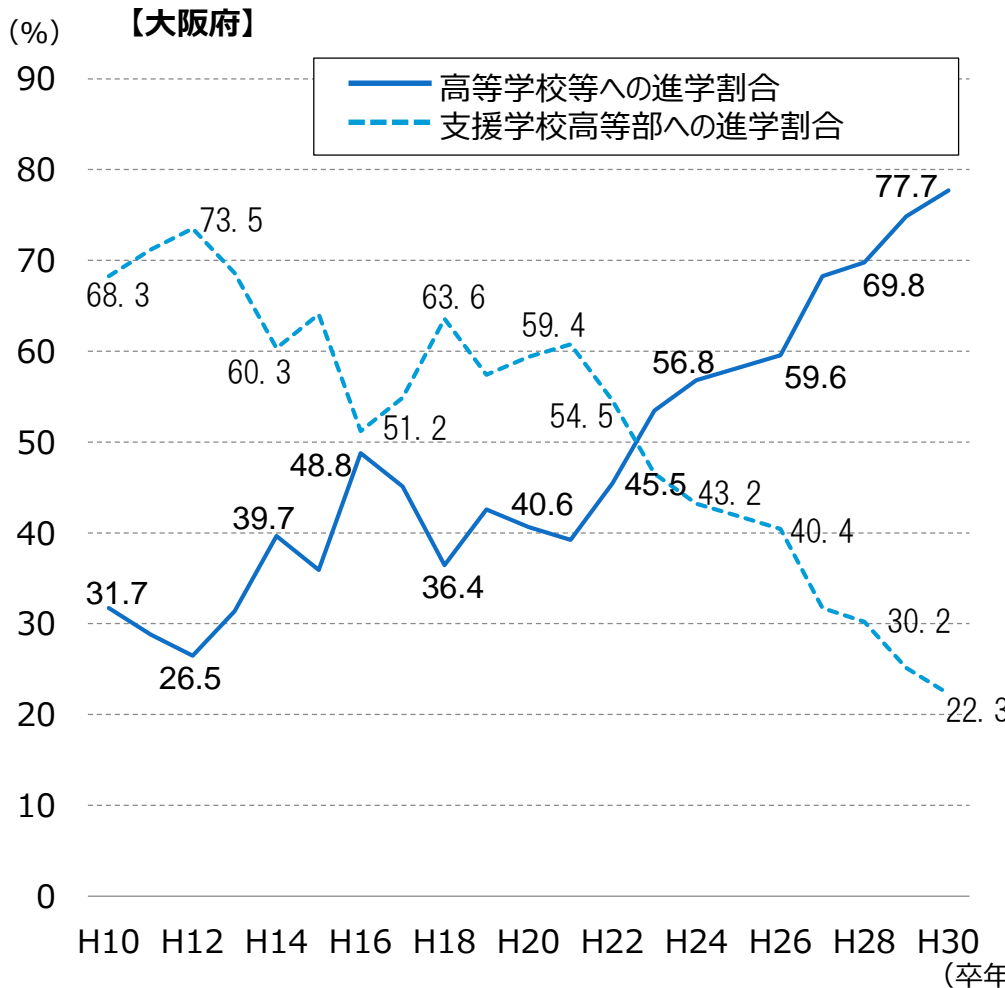


H28/'16 H29/'17 H30/'18 R元/'19 R2/'20 R3/'21 R4/'22 R5/'23 R6/'24 R7/'25 R8/'26

＜推計方法＞ H28年度推計と同じ手法（府内5地域（大阪市・北摂・北河内・中南河内・泉州）の過去5年間の支援学校在籍率（各学部の在籍数÷対象年齢人口）の平均値から回帰分析（最小二乗法））。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をベースとした。

○中学校（支援学級）卒業後の進路状況（大阪府・全国）

➤ 支援学級から高等学校への進学割合が全国的に増加。大阪府は、その傾向がさらに顕著。

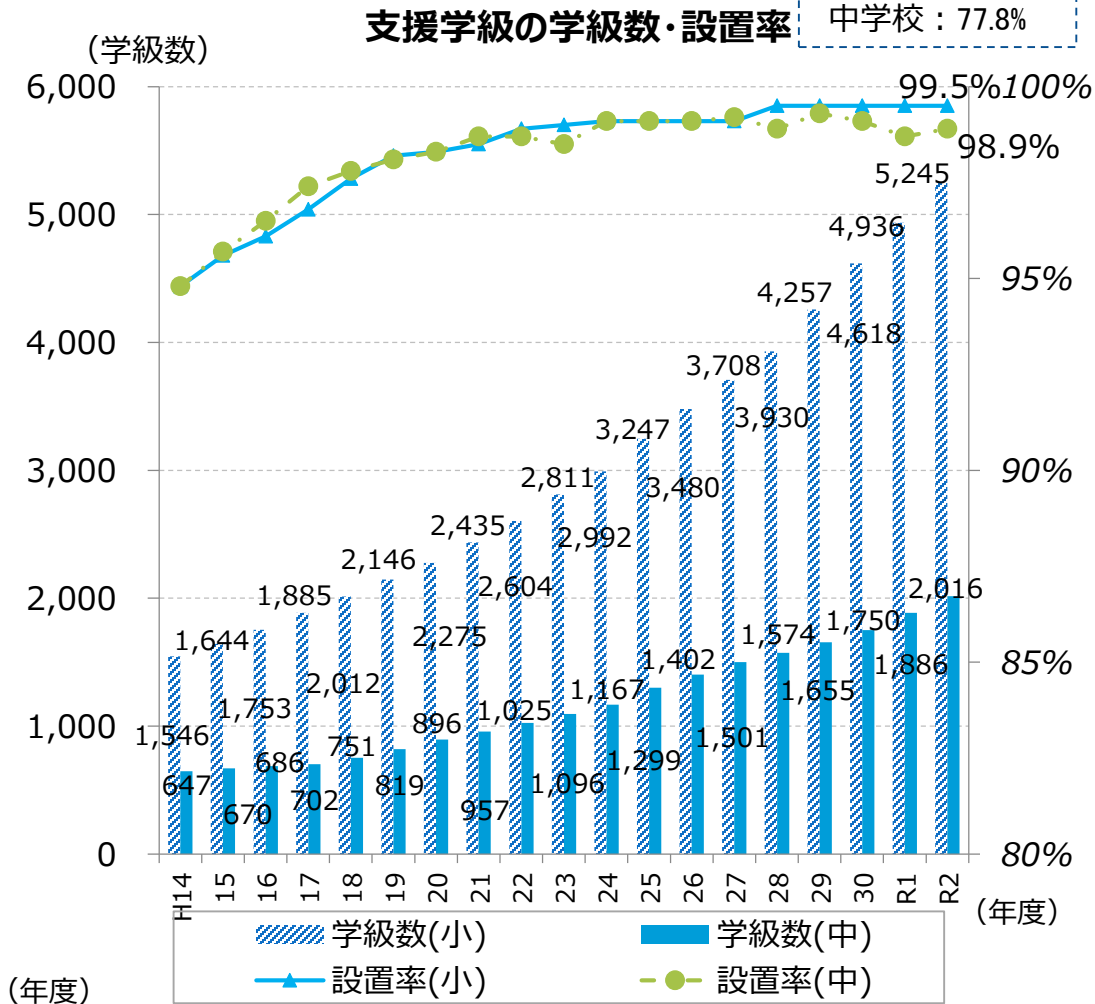
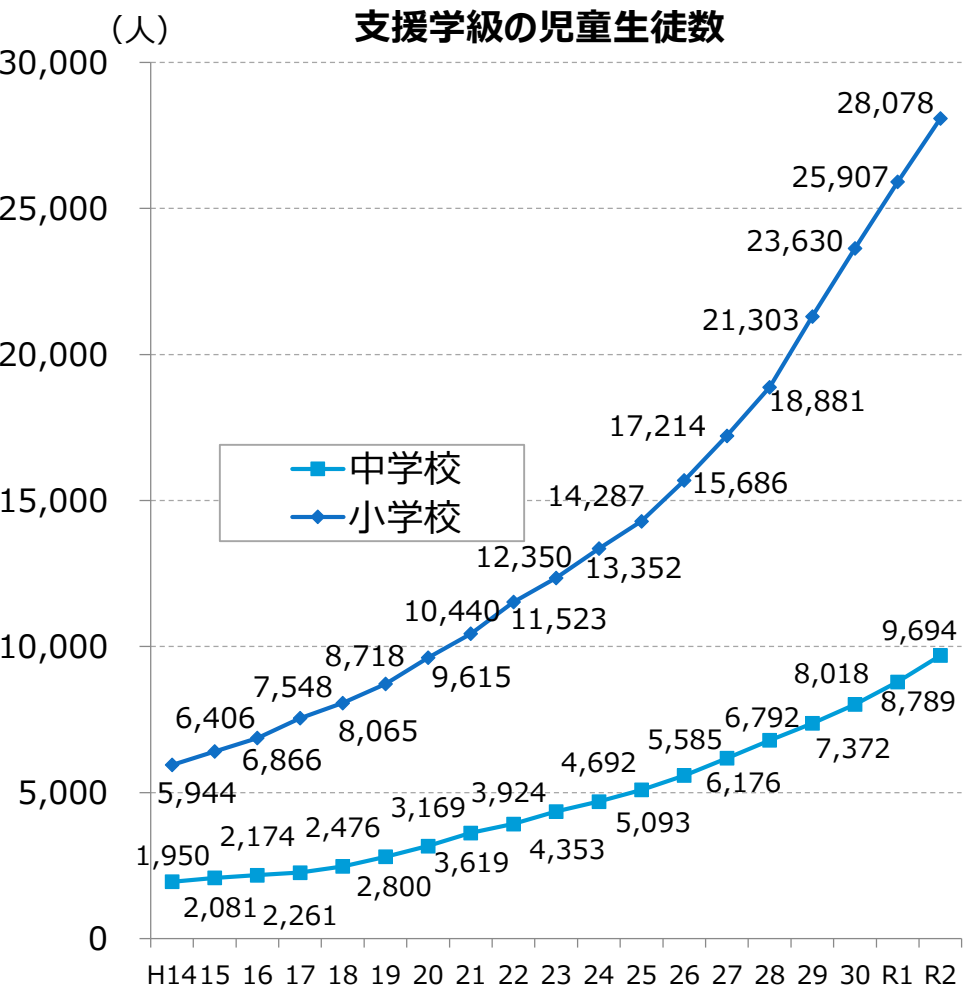


※高等学校等：高等学校及び中等教育学校後期課程、高等専門学校
 ※平成28年度以降は、義務教育学校（後期課程）に設置された支援学級の状況を含む。

○府内の支援学級数・その児童生徒数など

- 府内の小・中学校における支援学級の児童生徒・学級数は、急増。
- 支援学級設置率は、全国平均を大きく上回る。

＜全国＞R1年度
 小学校：83.4%
 中学校：77.8%

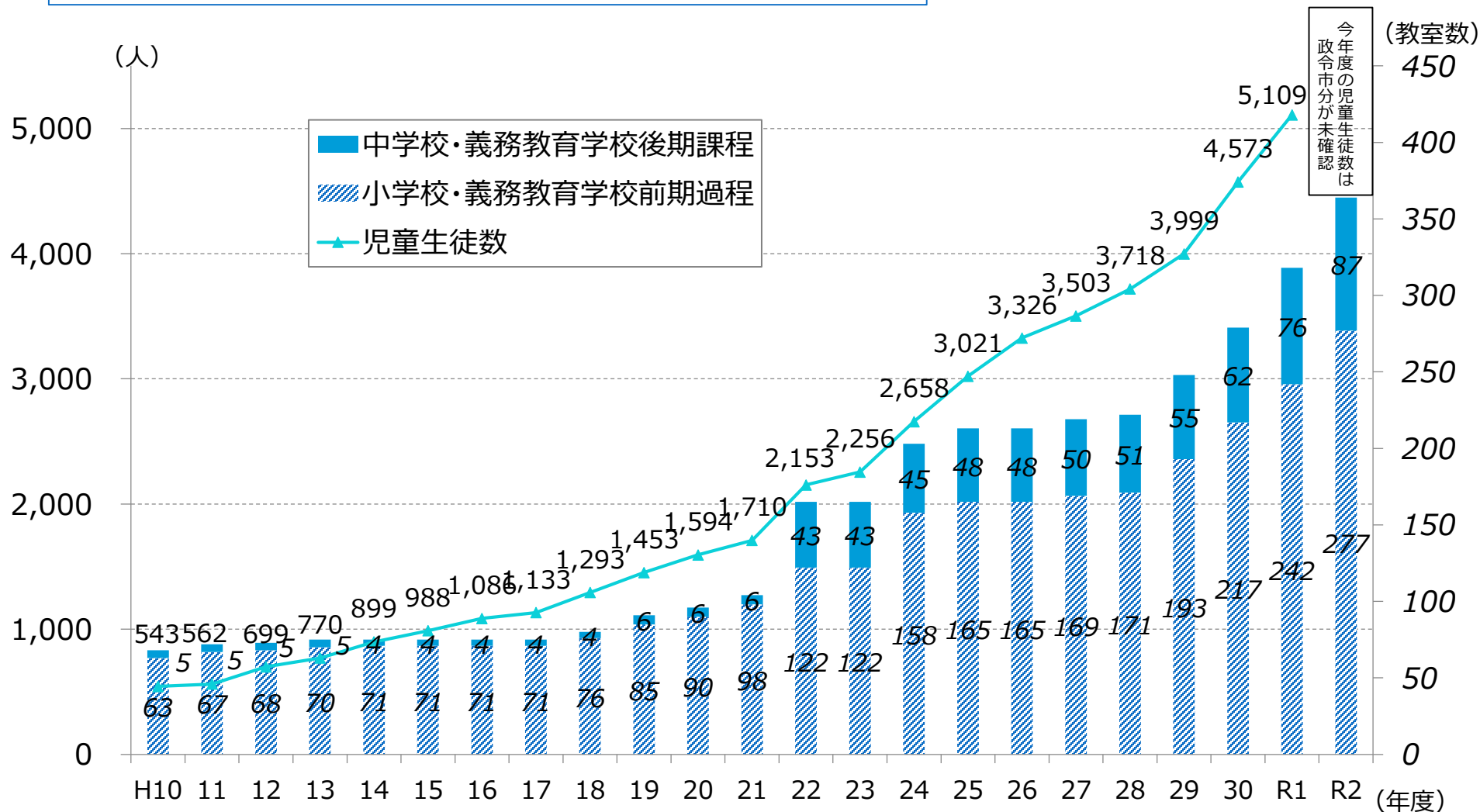


※各年5月1日現在

※平成28年度より小学校には、義務教育学校(前期課程)を、中学校には、義務教育学校(後期課程)をそれぞれ含む。

○府内の通級指導教室の教室数・児童生徒の推移

➤ 府内の通級指導教室の教室数・児童生徒は、年々増加。



今年度の児童生徒数は
政令市分が未確認

※「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する障がいがある児童生徒に対し、各教科等の大部分の指導を通常の学級で行いつつ、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うもの。

障がいのある児童生徒の状況等について②

○知的障がいのある生徒の義務教育修了後の高校・高等専門学校への進学状況など

■ 高校・高等専門学校への進学状況（令和2年5月1日現在）

卒業生数（令和元年度） ～「大阪の支援教育（令和2年度版）」より		支援学校に入学した者の数・割合 ※府立以外を含む	高校等に入学した者の数・割合 ※府立以外を含む ()内は全日制への進学	府立高校における知的障がいのある生徒の教育環境整備事業	自立支援コース	36名 (大阪市分含む)	
支援学校中学部	661名	645名 97.6%	9名(2名) 1.3%(0.3%)	高等学校の上記以外	共生推進教室	30名	
中学校 支援学級	知的障がい	1,220名	271名 22.2%		854名(576名) 70.0%(47.2%)	計	1,741名
	自閉症・ 情緒障がい	1,166名	148名 12.7%		944名(635名) 81.0%(54.5%)		
計	3,047名	1,064名 34.9%	1,807名(1,213名) 59.3%(39.8%)	計	1,807名		

■ 「通級による指導」の状況

府内の公立中学校における通級による指導を受けた生徒数（R元年度）

～文部科学省「特別支援教育資料」H27～R元年度版より

757名（中1～3の合計）

* 自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある生徒に限る

府立高校における「通級による指導」の状況

（令和2年度）

4校、20名

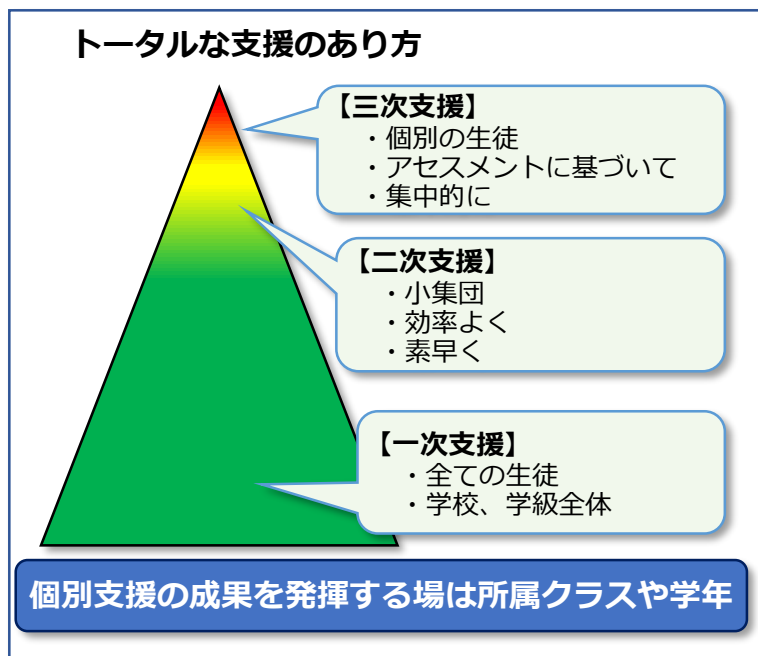
他府県における取組み例

■ 他府県における高校・支援学校の併設等に関する取組み状況について

	A校（高校・支援学校の併設）	B校（高校・支援学校（高等部のみ）の併設）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○H22年度 高校に支援学校を新設 ○高校：専門学科設置校、支援：知的障がい支援学校（小中高） ○（児童生徒）高校：約120人、支援：約250人 （教員）高校：約30人、支援：約110人 	<ul style="list-style-type: none"> ○H24年度 高校・支援学校の併設校として開校 ○高校：多部制単位制、 支援：知的障がい支援学校（高等部（職業学科）） ○（生徒）高校：約590人、支援：約140人、 （教員）高校：約80人、支援：約60人
体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○校長、副校長を両校それぞれに配置。 ○高校・支援学校生徒の日常的交流を通じ、豊かな福祉マインドの育成等をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高校に校長、支援学校に副校長を配置。 ○共に助け合って生きていくことを実践的に学ぶことにより、豊かな人間性を育み、ノーマライゼーションの理念進展の礎となることをめざす。
特長等	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアが必要な子どもを対象とした放課後等デイサービス事業所を設置。 ○両校生徒が共に学ぶ授業は実施していない。行事等で交流を実施。 ○場を設定せずとも、支援学校と高校との日常的な交流ができるなど、児童生徒同士が昼休み等に自然発生的に交流するようになっている。 ○交流をきっかけに高校の生徒が支援学校の教員になった事例あり。 ○開校準備段階で、両校の生徒同士のトラブルがかなり心配されていたが、実際には起こっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程に「共に学ぶ教科・科目」を位置づけ、次のとおり、実施。 ・高校の必修科目のうち、実技・実習を伴うものを両校生徒が受講 ・高校の選択科目のうち、実技・実習を伴うものを両校生徒（希望者に限る）が受講。 ・支援学校の職業教育やソーシャル・スキル・トレーニング等を高校生徒（希望者に限る）も受講 など ○高校の生徒が福祉関係の進路を選択する事例あり。 ○日常生活で生徒同士の些細な言い合い等はあるが、大きなトラブルはない。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○共用部分を利用する場合等のスムーズな調整など。 	<ul style="list-style-type: none"> ○共用部分を利用する場合等のスムーズな調整など。

(2-1) 府立高校における知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室・通級指導教室の取組状況

第32回大阪府学校教育審議会資料「インクルーシブな学校をめざして～大阪府立松原高等学校のとりくみ～」等より



【三次支援】 柔軟な形態での補足的・集中的な指導・支援



- ケース1) 知的障がいのある生徒について、基礎学力の定着を目的に、個別の授業でスモールステップの学習
→所属クラスの授業で発表できるようになった
- ケース2) 発達障がいがあり、予定管理の失敗が多い生徒について、通級による指導で自分に適した予定管理の方法を学ぶ
→自分が使いやすいツールを見つけ、日々の学校生活で利用し、成功体験を積み重ねて自己肯定感が向上

【二次支援】 選択授業や部活動等の小集団・異年齢集団を活かした指導・支援



所属クラスとは異なる集団での「普通のクラスとは違った生徒の一面」を把握、居場所づくり

【一次支援】 所属クラスの授業や学校行事における学年全体での指導・支援

安心して学べる集団づくり

- ・互いを認め合う・多様性を大切にする

体育の授業



クラスでの授業



授業のユニバーサルデザイン化

障がいのある生徒への支援のてだてがすべての生徒の学習保障につながる



- ・授業のねらいを視覚化
- ・授業の進め方を構造化
- ・教室内掲示物の工夫

など

個別や小集団の指導・支援で獲得したスキルを生徒が発揮できる場を設けることが大切



(2-2) 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の概要

高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実を目的として、全国に先駆けて平成18年度に制度化

- 知的障がいのある生徒を対象とした入学者選抜を実施
- 「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する観点から、多くの授業を通常の学級で受けながら、生徒一人ひとりのニーズに応じて小集団や個別の授業を組み合わせる実施
- 個別の指導計画を作成・活用し、学習目標の達成状況を基準に評価(個人内評価)

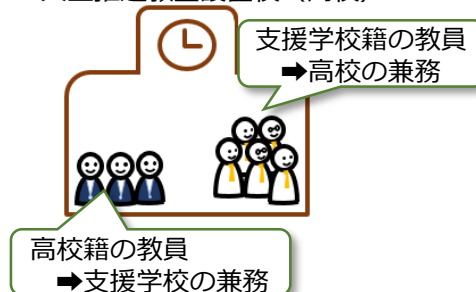
大阪府学校教育審議会答申（H17.9）をふまえ、以下の二つの方式で取組みを推進

	知的障がい生徒自立支援コース	共生推進教室
生徒の学籍	高等学校	知的障がい支援学校
募集人員等	11校※、各校3人（枚方なぎさ、松原、貝塚の3校は4人） 3学年合計90人 ※大阪市立2校を含む	10校、各校3人 3学年合計84人(R3年度現在、東住吉・今宮は2年生まで)
教育課程等	高等学校にコースを設置し、高等学校学習指導要領に基づき教育課程を編成	高等学校と支援学校が連携し、特別支援学校高等部学習指導要領に基づき教育課程を編成
授業の場所	高等学校（週5日）	高等学校（週4日）+高等支援学校（週1日）
制服・学校行事等	高等学校	高等学校
教員配置	1校あたり4人 （国加配定数を活用）	1校あたり6人…設置校5人、本校1人 （支援学校の基礎定数）
非常勤講師時間数	1校あたり12時間+募集人員増1人につき8時間	なし
学習サポーター	生徒1人あたり40回	生徒1人あたり24回

共生推進校の教員体制

共生推進校における教育活動に支障が出ないように、設置校（高校）の教諭（管理職含む）には本校（支援学校）の兼務、支援学校籍で設置校に勤務する教諭には設置校（高校）の兼務をそれぞれ発令

共生推進教室設置校（高校）



学習サポーター

- 「大阪府学校支援社会人人材バンク」を活用し、主に大学生等がボランティアとして学習支援やコミュニケーションの仲立ち等を担う
- 各校の卒業生が学習サポーターの担い手となるケースもある

(2-3) 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の入学者選抜

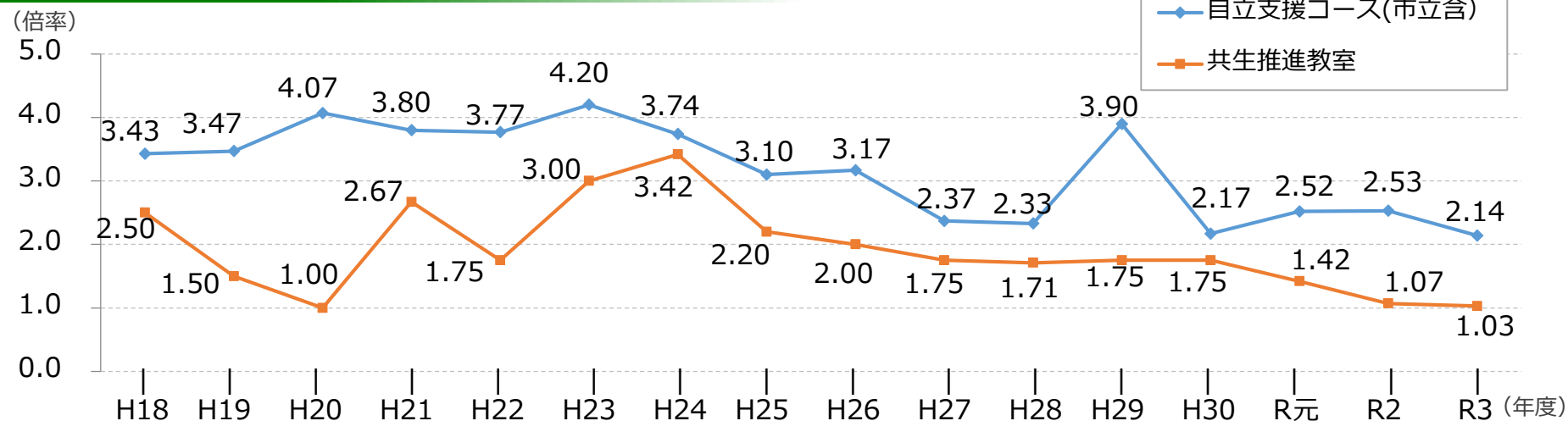
応募資格

- ① 当該年度に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- ③ 自主的な通学が可能な者

募集人員

- 大阪府学校教育審議会答申（H17.8）をふまえ、平成20年度入学者選抜より各校の募集人員を3人
- 制度化から10年間の取組みを検証し、平成30年度より知的障がい生徒自立支援コースの募集人員を府立高校3校において1人増（枚方なぎさ、松原、貝塚）

入学者選抜における倍率の推移



(2-4) 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の成果・課題

成果

知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室で学んだ生徒への効果

- 「高等学校で学びたい」という希望を実現
- 同年代の友人との関わりをとおして、自身の思いや考えを伝えること、他者と折り合いをつけることなどの社会性が育まれている

ともに学んだ生徒への効果

- 知的障がいのある生徒をはじめ、多様な生徒がともに学ぶ中で、互いを尊重し支えあう姿勢が育まれている
- 卒業生が、母校の学習サポーターを担うなど、共生社会を担う次世代の人材を育成する機会となっている

令和元年度卒業生対象アンケート

知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室生徒

「高校生活はどうであったか」

知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室保護者

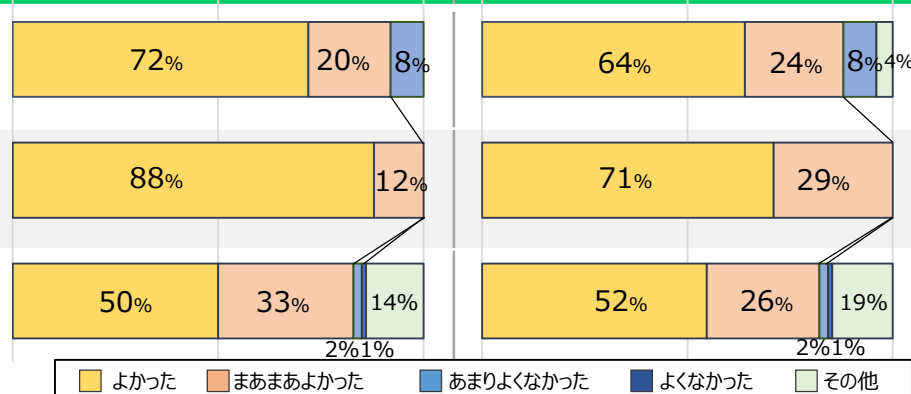
「高校で学んだことは子どもにとってよかったか」

同級生対象アンケート

「ともに学んでどうであったか」

自立支援コース

共生推進教室



課題

知的障がい生徒自立支援コース

- 募集人員の少なさ
- 生徒の障がい状況に応じた学校設定教科・科目の設定や個に応じた指導・支援のための人的配置、専門性向上等教員体制の更なる充実

共生推進教室

- 倍率が低下傾向
- 基本的な学びの場は高等学校だが、支援学校卒業となる
- 設置校（高等学校）と本校（高等支援学校）の物理的な距離をカバーする効果的な連携と指導・支援の充実
- 週1回本校登校のため、設置校の時間割編成が複雑化

(2-5) 大阪府立高等学校における通級による指導の概要

現状

- 平成30年～府立高等学校4校に通級指導教室を設置
- 当面の間、発達障がいやその特性のある生徒を対象とし、自校通級を基本として実施
- 国の通級指導加配による担当教員（各校1人）を配置

	H30	R元	R2
通級指導教室設置校数	2校	4校	4校
通級による指導を受けた生徒数	6人	15人	20人

通級による指導の実施時間は生徒のニーズをふまえて、以下の2つの方法で実施

- 教育課程を替える場合（時間割内の選択科目の一つとして実施）
- 教育課程に加える場合（放課後等の時間帯に実施）

- 教育庁内に、「通級指導運営委員会」を設置
学識等（学識経験者、作業療法士、臨床心理士等）から、通級指導教室担当教員に対し、指導内容等に関する指導助言の機会を設定

【設置校一覧】



通級による指導の流れ

- ① 生徒・保護者への制度説明
- ② 入級希望の確認
- ③ 対象生徒の実態把握（行動観察や生徒・保護者からの聞き取りなど）
- ④ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用
- ⑤ 通級による指導の開始（入級）
- ⑥ 担任や授業担当者との指導・支援方針等について共有・連携
- ⑦ PDCAサイクルによる指導目標やてだての見直し
- ⑧ 評価・単位認定（35単位時間の指導及び目標達成が必要）
- ⑨ 通級による指導の終了（退級）

通級による指導担当教員の業務例

【通級による指導の実施】

- 制度説明
- 目標・てだて検討
- 教材・教具の準備
- 指導実施
- 指導成果共有
- 評価

通級による指導
担当教員

生徒・保護者

【成果の汎化】

- 通級担当者と連携した指導・支援
- 日々の成長やニーズの把握
- 保護者との連携

【校内連携】

- 生徒の実態把握
- 通級による指導の成果の汎化のためのコンサルテーション

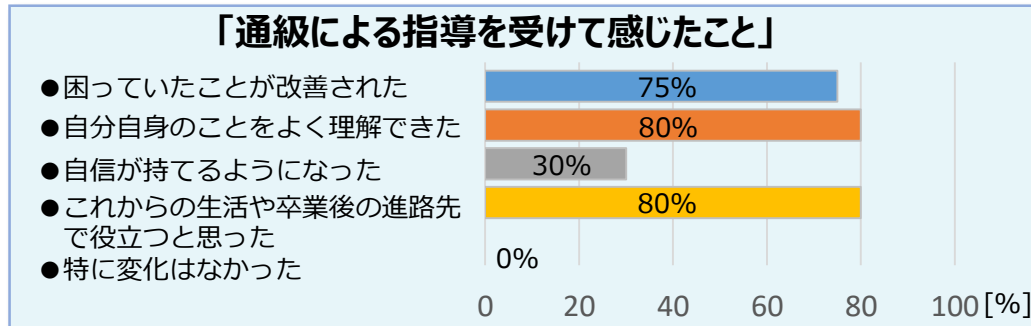
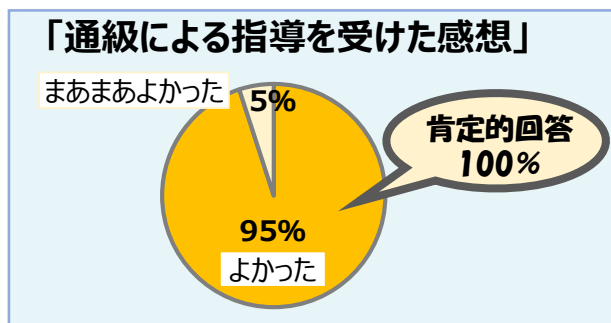
クラス担任や
授業担当者等

(2-6) 大阪府立高等学校における通級による指導の成果・課題

成果

通常の学級においてクラスメイトと積極的なコミュニケーションを図る姿が見られたり、高校卒業後の進路に向けて主体的に取り組むようになるなど、学校生活における困難の軽減や自己肯定感の高まりがみられる

通級による指導を受けた生徒対象アンケート結果（令和2年度）



課題

● 通級指導教室の数的な不足

すべての高校に発達障がいの可能性のある生徒が在籍している可能性がある中、必要な支援が必要な生徒に行き届いていない

(参考) 大阪府公立中学校における通級による指導を受けた生徒数 *

年度	H27	H28	H29	H30	R元
生徒数	452人	534人	560人	649人	757人

* 自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいの合計数
(文部科学省「特別支援教育資料」H27～R元年度版より抜粋)

● 教員一人あたりの生徒数や、他校通級・巡回指導の有効性等の検証

(参考) 他校通級・巡回指導実施形態研究についてのアンケート（令和2年度）

- 対象生徒……「自分の特性と真摯に向き合うことができ、前向きになれた」
- 巡回指導先の教員…「通級による指導の具体的な指導や生徒の変容を知ることで、クラスでの指導・支援の検討が進んだ」
- 通級指導担当教員…「巡回先の生徒や教員に前向きな変化が見受けられたが、卒業後の進路をみすえた指導には生徒の学校生活全体をふまえる必要があり、時間的・体制的な負担が大きい」

● 教員の専門性向上・校内支援体制の構築等

(3-1) 支援学校のセンター的機能等について

センター的機能の概要	
<p>➢ 根拠法：学校教育法（センター的機能）、義務標準法（加配）</p> <p>➢ 支援学校の専門性を生かし、小・中学校・高等学校や、就学前の関係機関等の支援教育力向上等に係るコンサルテーションを展開。 必要に応じて、保健・福祉等の関係機関と連携。</p>	
大阪府における取組み状況	センター的機能を取り巻く状況
<p>➢ 概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能を担うリーディングスタッフ（教員）が巡回相談等を実施。 ・公立小・中学校については、市町村教委を通じ支援要請を受ける仕組み。 ・R 2～3年度に、公立小・中学校にも、リーディングティーチャーを設定。 <p>➢ 支援体制：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44校1分校に 非常勤講師 640 時間分（国加配 16 名分）を配置（リーディングスタッフが出張する際のコマ講師を実績等に応じ配置） <p>➢ 対象機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所等：2,793、小学校：999、中学校：521、高等学校：260、放課後等デイサービス事業所：1,577 箇所 等 <p>➢ 予算：</p> <p>（令和 2 年度）86,672 千円、（令和元年度）84,780 千円</p> <p>➢ 実績：<u>別紙③参照</u> ※次のような取組みをする例もあり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①学校独自に専任体制を確保。計画的に支援対象を定め、学校運営上の全体的な観点から、福祉関係機関等とも連携し、通年でサポートを実施。 ②週 1 回程度、サテライト教室を展開。対象となる子どもも含めて支援。 	<p>■ 障がいのある子どもの増加～対象者の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい（特に知的障がい）のある子どもが、年々増加。 <p>■ 小・中学校、高等学校における状況～自立活動の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領改正施行（小中：H28 年度、高校：H29 年度）により、個別の教育支援計画・自立活動等が導入。センター的機能の活用も明記。 <p>■ 中央教育審議会答申（令和 3 年 1 月）～関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門人材や関係機関との連携強化による「切れめない支援」の充実の重要性等が明記。 <p>■ 医療的ケアを要する児童生徒の支援体制等～さらなる専門性への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、医療的ケアを要する児童生徒の通学支援事業が本格的に開始。併せて、学校での医療的ケア体制の独自の確保（看護師配置等）を展開。 ・このほか、中教審等において高度専門性を要するとされた「盲ろう児」や、視覚や聴覚とそれ以外の障がい重複してある子どもも相当程度、支援学校に在籍（<u>別紙④参照</u>）。
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加・高止まりする支援ニーズに対して、体制が非常に脆弱。 ■ 高度化・多用する支援ニーズに対応可能な、さらなる専門性の確保が必要。 	

(3-2) 自立支援推進校・共生推進校のノウハウ発信 ～高等学校支援教育力充実事業～

事業の目的

支援教育に関するノウハウを府立高等学校及び府内の私立高等学校で共有することにより、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導等の充実を図るとともに、高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進

事業の概要

校内支援体制や仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校等から4校を支援教育サポート校と位置づけ、府立高校及び府内の私立高校への訪問・来校相談等を実施するとともに、医療等専門家によるアセスメントに基づいた指導助言を行う

支援教育サポート校



旧1学区 柴島高校

旧2学区 枚方なぎさ高校

旧3学区 松原高校

旧4学区 堺東高校

- 校内支援体制構築にむけた助言
- 教材・教具等の情報提供
- 研究授業（公開授業）等の開催
- 教員研修支援
- 支援教育コーディネーター連絡会の開催 など

【過去5年間実績】

年度	H28	H29	H30	R元	R2
相談件数	89件	98件	83件	101件	76件
相談学校数	40校	39校	30校	33校	30校
研修講師等	26回	26回	27回	16回	7回



支援学校（センター的機能）

- 障がいのある生徒の実態把握
- 関係機関の情報提供
- 個別の教育支援計画の作成・活用支援
- 教員研修支援
- 校内支援体制づくり など

成果

- 困っている生徒への気づきや対応方法の理解
- 生徒の指導・支援にチームで取組む意識の向上
- 支援教育コーディネーターが気軽に相談できる関係の構築

課題

- 複数の要因が絡み合ったケースへの対応の困難さ
- 支援教育サポート校担当教員の人材育成
- 他校へのさらなる早期の積極的アプローチ

連携

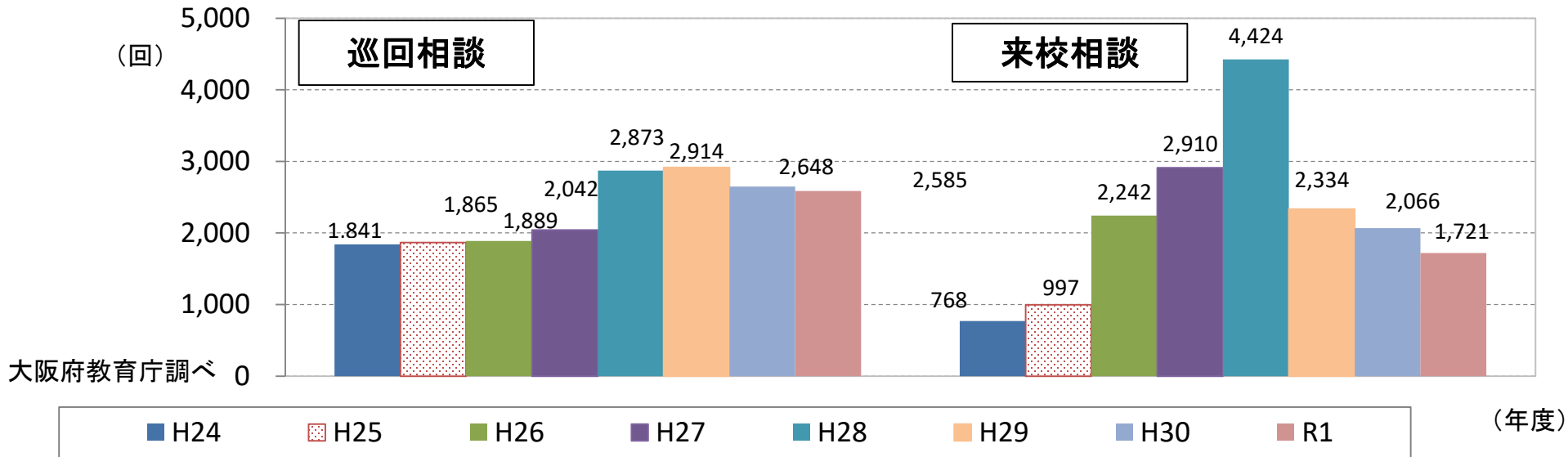


専門家チーム（教育・医療等の学識経験者や臨床心理など）

- 発達検査等による生徒のアセスメント
- 教員への指導助言
- 支援教育コーディネーター連絡会における講義 など

府立支援学校による地域支援の状況(大阪府)

➤ 巡回・来校相談等の件数は、以下のとおり。



(参考)他府県における「センター的機能の拠点」の確保について

概要	○H23年4月に「センター的機能の拠点」を支援学校内に設置。												
	○予算：3,828千円（R2年度）。												
	○県内支援教育拠点として、障がいのある子どもの就学前から高校卒業後まで一貫した支援を子ども、保護者、教員、地域を対象に実施。												
	○専門家チームによる多角的な相談支援体制を確保。当該拠点と連携する以下の「専門家チーム委員」を編成し、アセスメントやコンサルテーションを展開。												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>医師等</th> <th>OT等</th> <th>心理</th> <th>福祉</th> <th>教育</th> <th>学識者等(教育)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(R2年度時点、計55人)</p>	医師等	OT等	心理	福祉	教育	学識者等(教育)	10	5	5	2	12	21
医師等	OT等	心理	福祉	教育	学識者等(教育)								
10	5	5	2	12	21								
	○県内各校のセンター的機能を支える拠点として、以下の取組みを展開。												
	<ul style="list-style-type: none"> ・センター的機能のメインスタッフによる事例研究会の開催、地域での相談事例などの情報集約及び発信のほか、医療・福祉・労働等の関係諸機関との連携など ・県南部の視覚・聴覚障がいのある子どもへの相談支援（北部は、視覚支援や聴覚支援がカバー）。大学等研究機関と連携した学校へのフィードバックなど。 ・教育センター等と連携した教職員向けの研修。 												

医療的ケアと同等の専門性が必要と考えられる幼児児童生徒の支援学校における在籍状況について

調査概要：令和3年2月1日時点ですべての府立支援学校に対して、アンケート調査を行ったもの。

<p>1. 支援学校における在籍状況</p> <p>○ 盲ろう（視覚と聴覚の両方に障がいのある）児：4校5名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>聴覚</th> <th>肢体不自由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校数</td> <td>3校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>在籍者数</td> <td>3名</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 聴覚とそれ以外の重複障がい児：23校181名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>聴覚</th> <th>知的障がい</th> <th>肢体不自由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校数</td> <td>4校</td> <td>15校</td> <td>9校</td> </tr> <tr> <td>在籍者数</td> <td>107名</td> <td>24名</td> <td>50名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 視覚とそれ以外の重複障がい児：18校129名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>視覚</th> <th>知的障がい</th> <th>肢体不自由</th> <th>病弱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校数</td> <td>2校</td> <td>7校</td> <td>8校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>在籍者数</td> <td>64名</td> <td>20名</td> <td>44名</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>➔ <u>盲ろう・視覚・聴覚に障がいがありながら、視覚、聴覚以外の支援学校にも相当程度の児童生徒が在籍。</u></p>	校種	聴覚	肢体不自由	学校数	3校	1校	在籍者数	3名	2名	校種	聴覚	知的障がい	肢体不自由	学校数	4校	15校	9校	在籍者数	107名	24名	50名	校種	視覚	知的障がい	肢体不自由	病弱	学校数	2校	7校	8校	1校	在籍者数	64名	20名	44名	1名	<p>2. 支援学校における専門的支援体制</p> <p>○ 盲ろう関係 ・大阪府盲ろう者通訳・介助者 1校（聴覚）、1名</p> <p>○ 聴覚障がい関係 ・手話通訳士 2校（知的障がい）、2名 ・大阪府登録手話通訳者 2校、2名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>聴覚</th> <th>1校</th> <th>1名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障がい</td> <td>1校</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 視覚障がい関係 ・歩行訓練士 4校、12名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>視覚</th> <th>2校</th> <th>10名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障がい</td> <td>1校</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>1校</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>・点字指導員 1校（視覚）、4名</p> <p>➔ <u>医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への医療的ケア体制に比べると、さらなる強化が必要。</u></p>	聴覚	1校	1名	知的障がい	1校	1名	視覚	2校	10名	知的障がい	1校	1名	肢体不自由	1校	1名
校種	聴覚	肢体不自由																																																		
学校数	3校	1校																																																		
在籍者数	3名	2名																																																		
校種	聴覚	知的障がい	肢体不自由																																																	
学校数	4校	15校	9校																																																	
在籍者数	107名	24名	50名																																																	
校種	視覚	知的障がい	肢体不自由	病弱																																																
学校数	2校	7校	8校	1校																																																
在籍者数	64名	20名	44名	1名																																																
聴覚	1校	1名																																																		
知的障がい	1校	1名																																																		
視覚	2校	10名																																																		
知的障がい	1校	1名																																																		
肢体不自由	1校	1名																																																		
<p>（参考）医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の在籍状況等について（令和3年2月1日）</p> <p>支援学校において医療的ケアを必要とする子どもが就学する際は、学校医や教職員のほか、関係医療機関等との連携による万全な医療的ケア体制を確保している。特に肢体不自由校には、学校における医療的ケアに係る高度専門性が集積している。</p> <p>○ 在籍状況：28校（視覚1校、聴覚3校、知的障がい10校、肢体不自由12校、病弱2校） 516名</p> <p>○ 学校看護師：109名</p> <p>○ 認定特定行為業務従事者：847名</p>																																																				

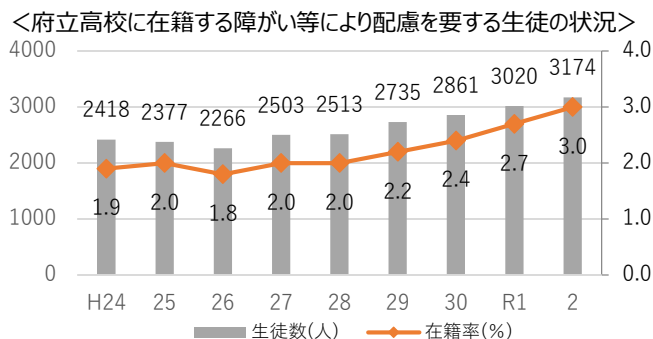
2. 府立高校における障がいのある生徒への支援について

(1) 府立高校における障がいのある生徒への支援について

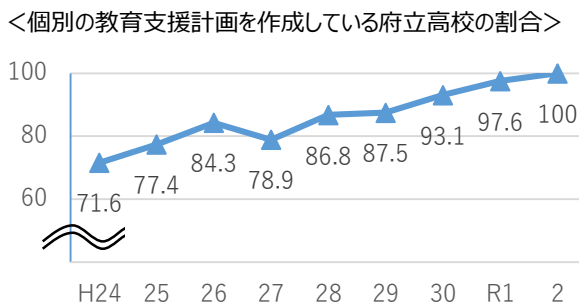
これまでの取り組み

- ◆ 各校の教育相談機能の充実を図るため、平成25年度よりすべての府立高校にスクールカウンセラーを配置（1校あたり年間10回）
- ◆ 平成26年度よりすべての府立高校で、高校生活支援カード※を導入
 - ※生徒と保護者が入学時に記入するカード。生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、高校生活に不安を感じている生徒や障がいのある生徒等の指導・支援のスタートとすることを目的としている。カードに記載された内容については、個別の教育支援計画を作成する際の参考にすることができる。
- ◆ 個別授業や代筆、トイレ介助など、障がいのある生徒の支援を行うため、学校からの要望に応じて非常勤講師や学校生活支援員（介助員、学習支援員）を配置（令和2年度：非常勤講師の配置94校 学校生活支援員の配置49校）
- ◆ 医療的ケアの必要な生徒を支援するため、学校からの要望に応じて看護師を配置
- ◆ 高校における支援体制の充実を図るため、支援教育サポート校（高校4校）等の教員や医療等専門家等が高校へ訪問し、指導・助言を行っている

現 状



(注)「障がい等により配慮を要する」と学校が把握している生徒数



(注) 障がい等により配慮を要する生徒が在籍している学校を母数とした場合の割合

- ◆ 障がい等により配慮を要する生徒数は、増加傾向にある。特に発達障がいにより配慮を要する生徒の増加が顕著
- ◆ 障がい等により配慮を要する生徒が在籍している学校では、個別の教育支援計画の作成が進んでいる

成 果

- ◆ 非常勤講師や学校生活支援員などの配置により、府立高校において、生徒にとって安心して学習できる環境の整備が進んでいる
- ◆ 高校生活支援カードの導入などにより個別の教育支援計画の作成している学校数が増加傾向であり、教員の意識は一定高まっている

課 題

- ◆ 府立高校では発達障がい等により配慮の必要な生徒の一層の増加が見込まれることから、さらなる環境の整備が必要
- ◆ 潜在化している配慮の必要な生徒を早期に把握するため、教員の理解の深化を図っていくことが必要

3. 府立生野支援学校におけるセンター的機能について

府立生野支援学校における センター的機能について

府立生野支援学校
校長 国津 賢三

令和3年4月16日 大阪府学校教育審議会

- 1 はじめに**
- 2 地域支援の体制等**
- 3 地域からの相談内容**
- 4 生野支援学校独自の支援方式の導入**
- 5 取組み事例**
- 6 取組みから見えてきたこと**
- 7 これからのセンター的機能に必要なこと**

1 はじめに

①生野支援の在籍者は、5年間で約1.2倍に増加

- ・ H28年度294人 → R2年度346人
- ・ 11学級増加

②支援対象エリア

- ・ 大阪市内7区：生野、東成、中央、天王寺の全域
城東、鶴見、平野の一部

③対象エリア内の学校等においても、支援を要する 児童生徒が増加

- ・ 1学年1学級の小学校で、支援学級が5学級に
及ぶところもあり
- ・ 支援内容も年々、複雑化

1 はじめに

④ 児童生徒や保護者自らが支援を求めることが
困難なケースも多々あり

- ・ 福祉関係機関との連携による積極的なアウトリーチが必要

⑤ これら状況により、生野支援に対する地域支援のニーズは
高まっており、その充実に向けた取組みが最重要課題

2 地域支援の体制等

①校務分掌上に「支援相談部」を設置

- ・ 部員総数：15名（小：6名、中：4名、高：5名）

②リーディングスタッフを2名指名

- ・ うち1人を専任化し、他校支援を主に担当
- ・ もう1人は、自校支援を主に担当

③平成29年度以前の体制

- ・ リーディングスタッフは学級担任を受け持っているため、地域から支援要請があっても、校内の業務を優先
- ・ 対応は、電話での相談や、出張に出やすい長期休業期間のみ

2 地域支援の体制等

④平成30年度以降の体制

- ・専任化したリーディングスタッフを学級担任から外し、授業は担当するが、ほぼ地域支援業務に専念できるよう配置
- ・担当する授業のあるとき以外は、フリーな動きが可能となる

⑤これにより、支援対象校が希望するオーダーにも対応しやすくなり、支援の要請件数も増加

3 地域からの相談内容

①平成29年度以前

- ・小・中学校からの「児童生徒の発達障がいに係る理解」等の校内研修の講師派遣依頼が中心
- ・学習指導要領改正施行（H29）により、小・中学校等に「個別の教育支援計画」や「自立活動」など、支援教育の核ともいうべきものが導入
- ・その後、要請件数がさらに増加

3 地域からの相談内容

②平成30年度以降

- ・障がいのあるなしに関わらず、支援を必要とする児童生徒が増加する中、支援を必要とする児童生徒を含む学級や学年全体の運営にかかる相談などに変化

- ## ③限られた人員で、より効率的・効果的にこれら要請に応えることが喫緊の課題となっていた。

4 生野支援学校独自の支援方式の導入

①先述の状況を踏まえ、新たな支援方式を検討・導入（H30年度）

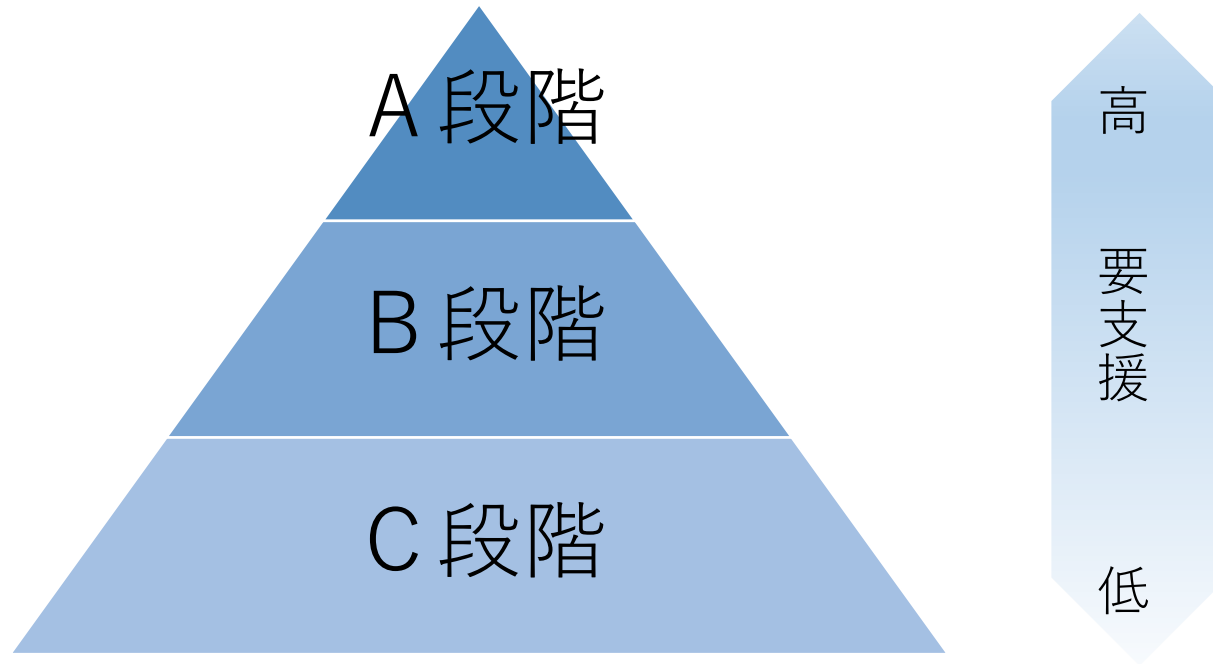
■ A B Cサポート

- ・適切な時期に適切な支援を受けることができるよう、子どもの実態に応じ、A B Cの3段階で、支援方針・その内容を仕組み化。
- ・支援の必要度合いに応じて、学級（学年）全体を支援必要度の高い順から、A段階、B段階、C段階に区分し、支援。

※ I C F（国際生活機能分類）を参考に考案

- ・児童生徒の状態等によって、A B C段階のあり方の見直しを学年ごとに定期的に行う（小学校低学年:1回/月、高学年:1回/学期）。
- ・なお、A B Cサポートの運用に当たっては、外部専門人材の有効活用（教員については、そのためのコーディネーター的役割）を重視。

4 生野支援学校独自の支援方式の導入



- A 段階は、支援の必要度が最も高く、緊急性を要する児童生徒。外部機関との早期からの連携が必要。
- B 段階は、見守り体制を構築し、必要に応じて、A 段階の支援につなげるもの。
- C 段階は、学校全体でナチュラルサポート体制を構築し、授業上の工夫等に対応。

4 生野支援学校独自の支援方式の導入

② A B Cサポートによる主な成果・効果

- ・ A B Cサポートを通じて、学校全体の「課題把握力」・「対応力」が向上。
(特に「障がいがないとされる子ども」への対応必要性理解や対応可能性)。
また、意図せずに教員・児童生徒の「他者理解力」も向上。
- ・ A B Cサポートによる対応をする中で、A B Cの各段階の子ども全体に対して、「サポートをしないサポート」が学校全体で構築される。
- ・ A段階のサポートは、早期であればあるほど有効であることが判明。
- ・ リーディングスタッフの専任化とあいまって、当該サポートの導入が、支援内容・件数のさらなる充実につながっている。

5 取組み事例

① X高等学校における取組み

時期	内容
5月	個別の教育支援計画作成に関する研修
6月	一回めの巡回相談を実施 生徒の実態把握から、1年生のうち、教員が「気になる生徒」75人を抽出
7月	生徒の実態把握に基づき、ABC段階に分ける A段階：4名、B段階：21名、C段階：50名 A・B段階の25人について、支援方針等を整理
9月	2回めの巡回相談を実施
11月～	アフターケア
3月	教職員との意見交流。スタッフによるフィードバック。

5 取組み事例

② Y小学校での取組み

- ・ 「支援カード」を作成

カード裏面にそれぞれに有効な授業上の工夫

(ほめるポイント、伝え方の工夫)等を簡潔に記載

③ 「自立活動」の出前授業

- ・ 小学校の「自立活動」について、出前授業の形式による支援を通年で展開

④ 福祉関係機関とのかかわり

- ・ 大阪市生野区福祉関係部局と当校とのつながり

6 取組みから見えてきたこと

①小・中学校、高校の真のニーズ

- ・「欲しいとき」に「欲しい内容」の支援をしてほしい。
- ・「一般論」や「概論」は、いらない。
- ・「個別の子どもの理解や支援方策」ではなく、その子どもを含む「学級全体、学校全体の経営の進め方」を知りたい。
- ・「詳しい資料の準備」は、したくない（なぜなら、そこまでの準備をしたのに、「一般論」や「概論」にとどまることが多いから）。
- ・支援学校の授業を実際にみてみたい。 など

②生野支援学校の役割

- ・インクルーシブの体制を整えるため、生野支援学校が地域を支えていくことが不可欠。

③他校だけではなく、自校へのセンター的機能の発揮も重要

7 これからのセンター的機能に必要なこと

①「府立」としての役割の再認識

- ・ 学校に通う子どもたちの指導等だけではなく、「地域のインクルーシブ教育等を支える拠点」としての役割を再認識することが必要

②センター的機能を発揮するために十分な体制の確保

- ・ 常勤スタッフ（専任）を配置
- ・ 多職種連携（特にスクール・ソーシャルワーカーなどの保健福祉医療系専門職）体制の充実確保も必要

7 これからのセンター的機能に必要なこと

③センター的機能の拠点の必要性および計画的・制度的展開

- ・センター的機能の発信側も受信側も含めた、外部識者による計画・評価・改善を実施する場が必要。
- ・学習指導要領の改正施行後、「個別の教育支援計画」「自立活動」など、支援教育（＝個別最適な教育）の核ともいうべき仕組みが小・中学校、高校に導入されており、これらの適切な専門性を普及させるべきときは、今をおいてない。対策は待ったなし。